

— No. 305 —



川越

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 23-1450代

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画部企画課

2月25日



保留地公売のお知らせ

市施行による「高階第一土地区画整理事業」の保留地を、次の要領で公売します。

△場所……大字砂新田地内（別図のとおり）

△地目……宅地 6区画

△公売方法……競争入札により最高価格者に売渡します。

△現地案内と説明会……3月6日午前10時から区画整理

課現場事務所（☎42-3228）で、現地案内と説明会を行ないます。

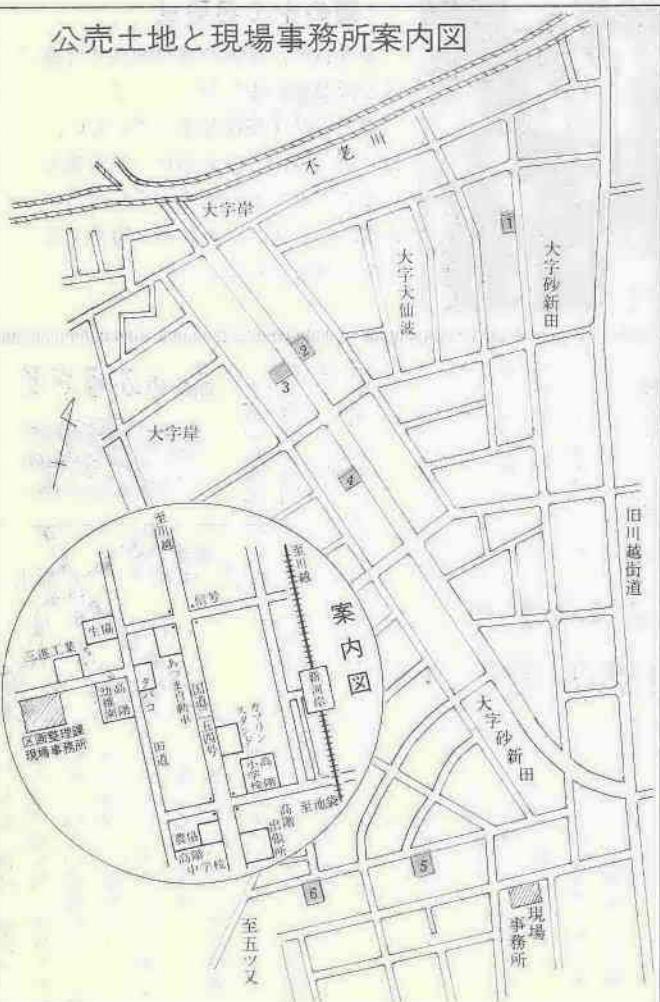
△入札期日……3月13日、午前10時（現場事務所内）

※公売土地の地積、最低価格、入札保証金等は次の表のとおりです。

番号	ブロック番号	地積 m ²	最低価格 円 当り単価 m ²	入札保証金 円
1	6-3	184.82 (55坪)	26,118	4,827,200
2	12-16	407.18 (123坪)	29,411	11,975,600
3	13-8-1	353.06 (106坪)	28,940	10,217,800
4	26-5	285.35 (86坪)	30,217	8,622,500
5	65-7	376.12 (113坪)	26,342	9,907,900
6	66-6	284.20 (85坪)	25,535	7,257,300
				363,000

なお、くわしいことは市役所区画整理課（☎23-1450 内線79・29）へお問い合わせください。

公売土地と現場事務所案内図



2月29日

火災

火災の発生状況をみますと、住宅などの建物火災が圧倒的に多くなっています。そこで今回の運動では、家庭の主婦を対象に防火教室を開き、火の元に対する再点検を呼びかけることにしています。

川越市内の過去五カ年間の火災合計一百三十一件。これを一年平均にしますと四六・二件、一カ月

平均では約三・八件の火災が市内で発生していることになります。また、昭和四十六年に市内で発生した火災のおもな原因をあげてみると、次のとおりです。

△たき火六件、△石油風呂釜四件、△ガスレンジ二件、△マッチ三件、△タバコ二件、△電気モーター二件、△電気コタツ二件、△火炎はちょっととした火の不始末や氣のゆるみなどから発生やすいのです。そこで、暖かくなつたにつれてゆるみがちなる心をもう一度ひきしめ、みんなの手で火災を防止したいのです。

火を使う
人ならできる
火の始末

見舞金の請求

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十万円

△百八十日以上の傷害 十万円

△九十日以上の傷害 五万円

△三十日以上の傷害 二万円

△三十日未満の傷害 五千円

△飲酒運転

△地震、噴火、津波

△そのほか指示する書類

※交通事故にあい被害を受けたときは、その程度に応じて次のよう

に共済見舞金が支給されます。

△死亡したとき（事故発生の日から百八十日以内） 五十

